

知的財産価値評価のニーズ調査

日本弁理士会では、以前より全国の裁判所から知的財産価値評価を行う評価人・鑑定人の推薦依頼を受けているという事実に着目し、この評価人・鑑定人の推薦依頼を裁判所における顕在化した知的財産価値評価のニーズとして捉えることとし、今回は、この推薦依頼をベースにして裁判所における知的財産価値評価のニーズとその実体を把握することとした。

(日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」より)

評価事項

評価項目	評価内容
技術的価値評価	基礎技術、高度技術、用途技術、改良技術、代替技術
法的価値評価	基本特許、周辺特許、防衛特許、権利の有効性、権利価値
経済的価値評価	事業性、収益性、特許の寄与度、事業の実施性、事業の安全性

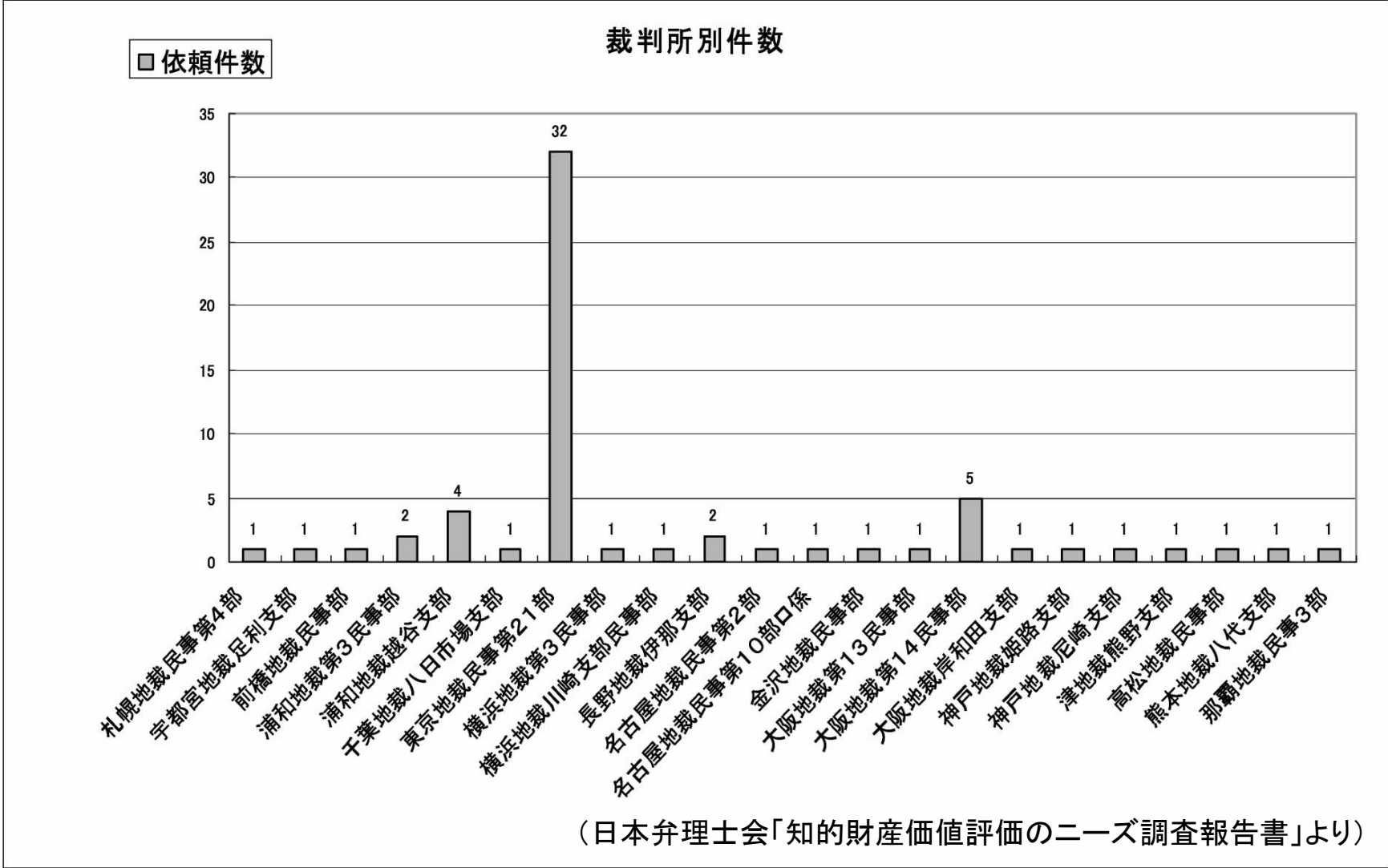
(日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」より)

評価目的

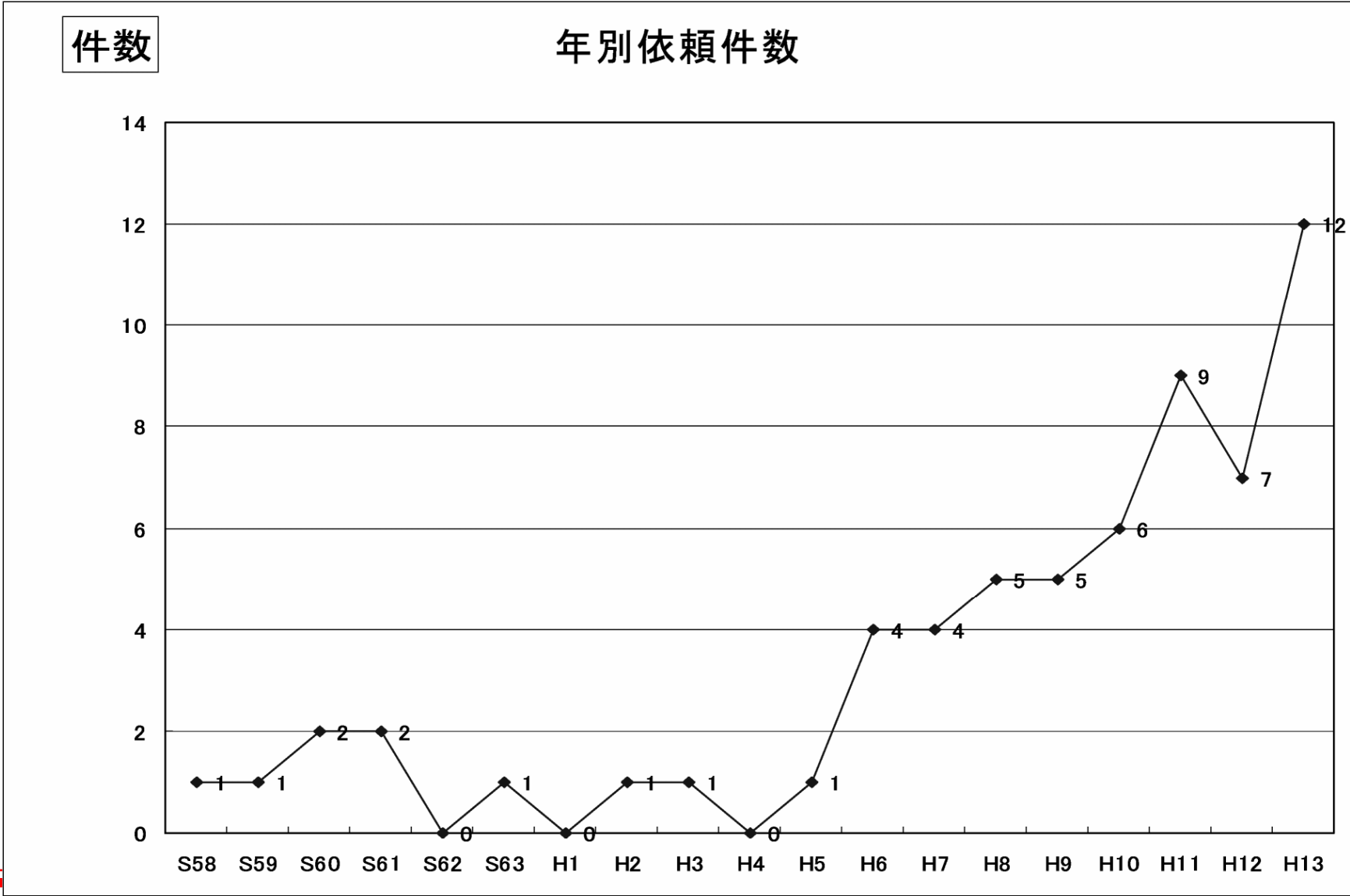
評価者	評価目的項目
裁判所	破産時の評価、債務弁済時の評価(譲渡対価)、損害算定時の評価
企業	発明者補償、譲渡対価、ライセンス対価、資産価値、収益価値、事業価値
金融機関	担保価値、担保処分時評価、融資審査時評価
投資家	投資価値、企業の価値評価

(日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」より)

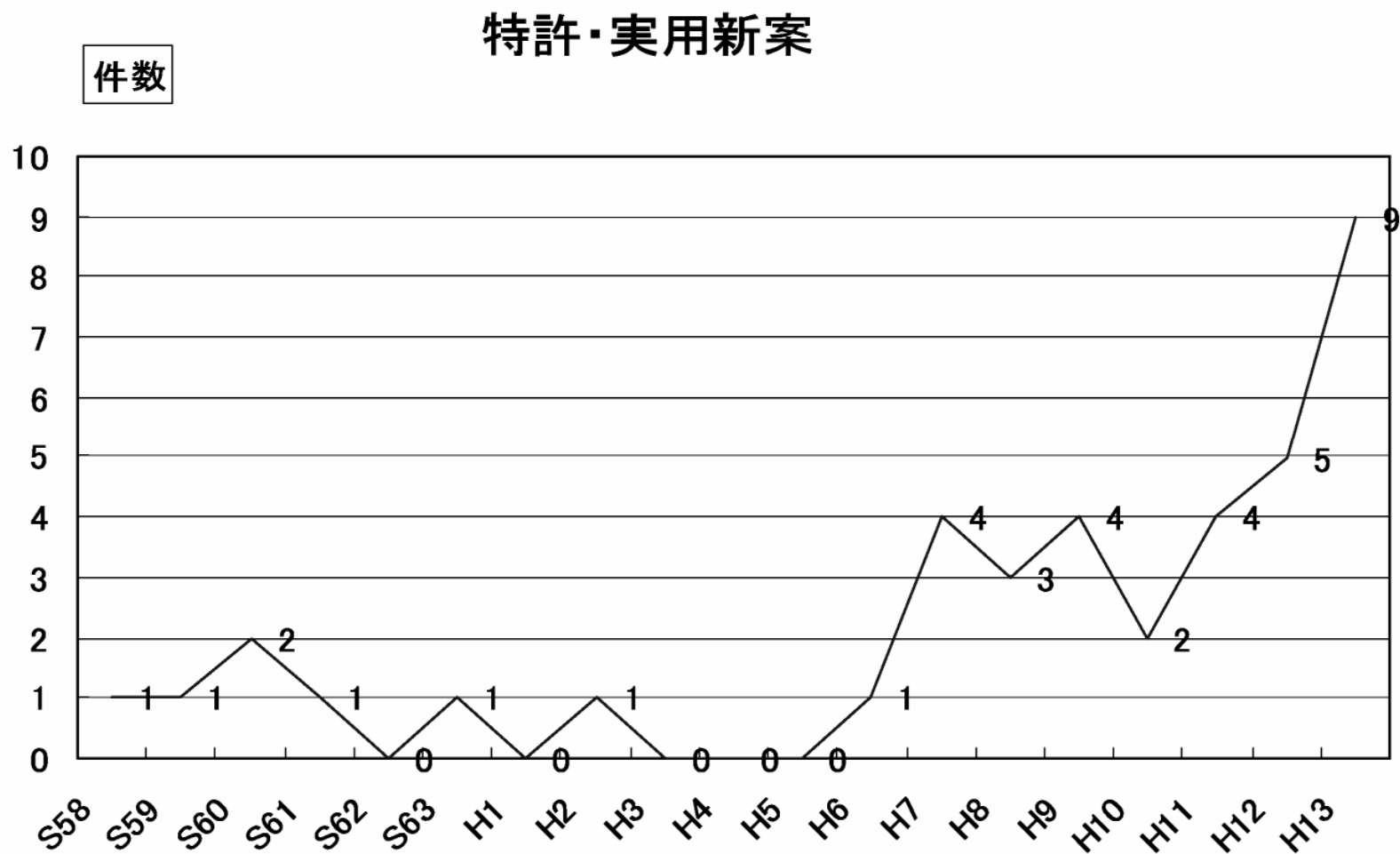
推薦依頼の依頼先



推薦依頼件数の実数

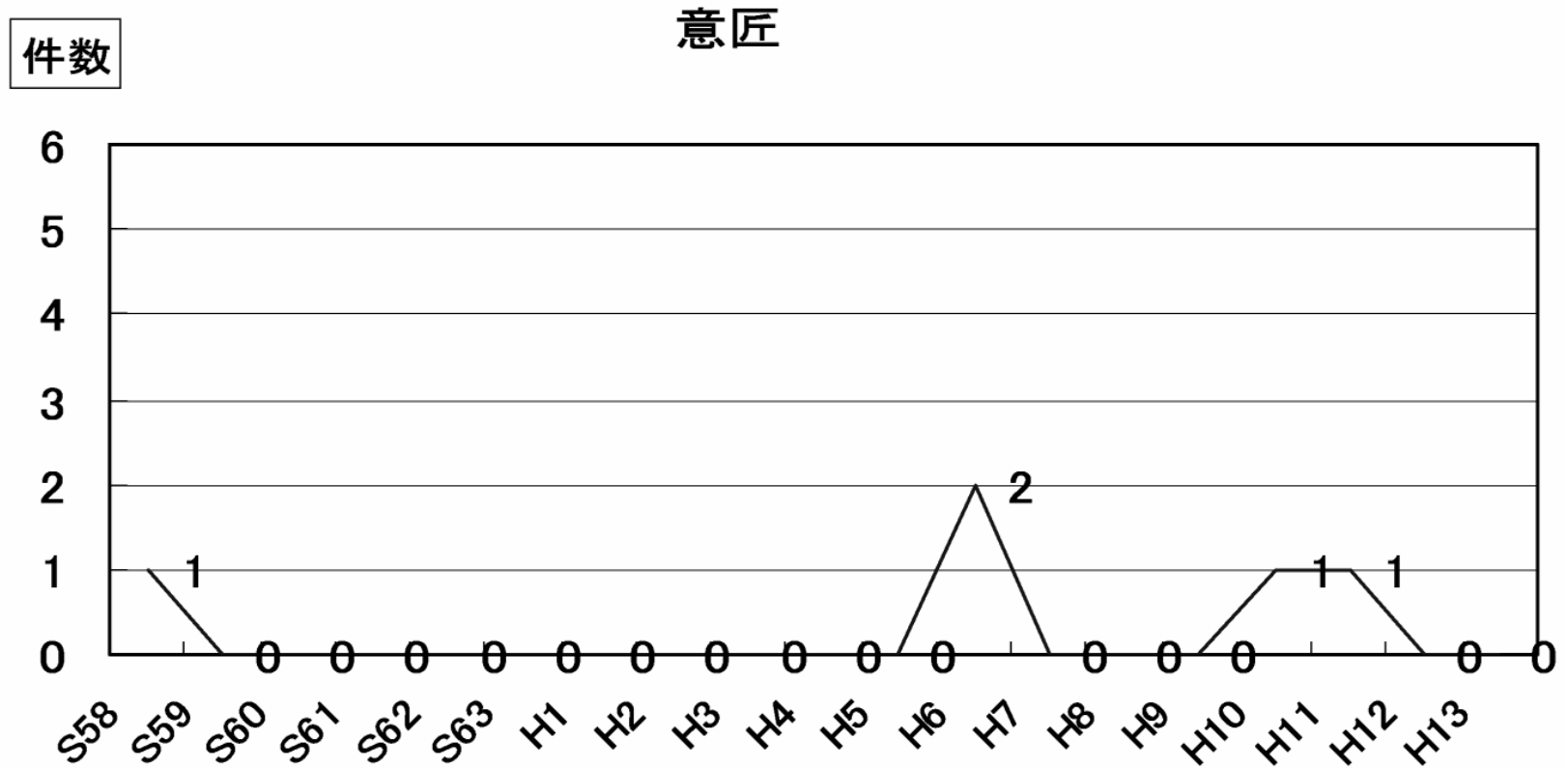


特許・実用新案



(日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」より)

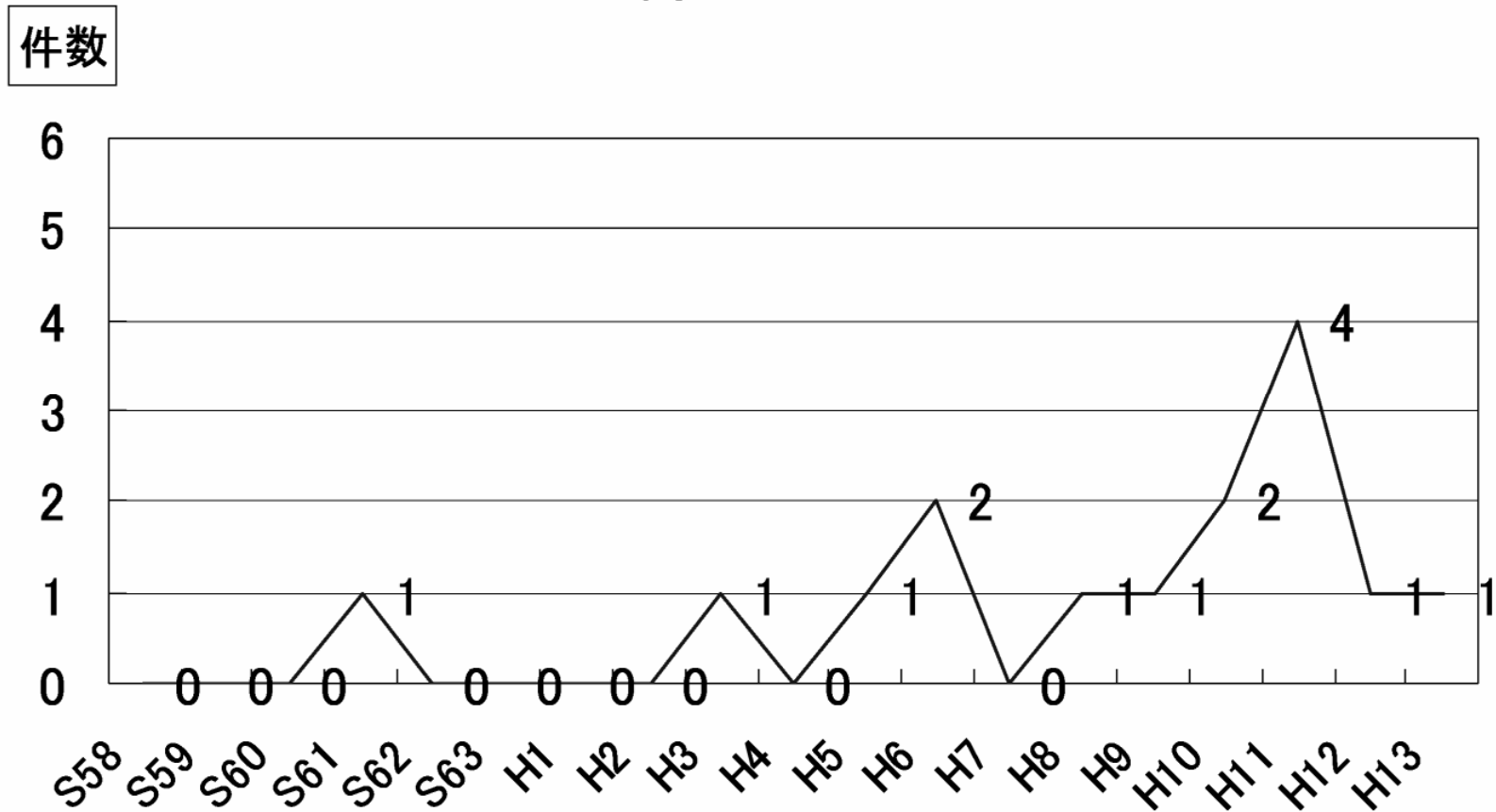
意匠



(日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」より)

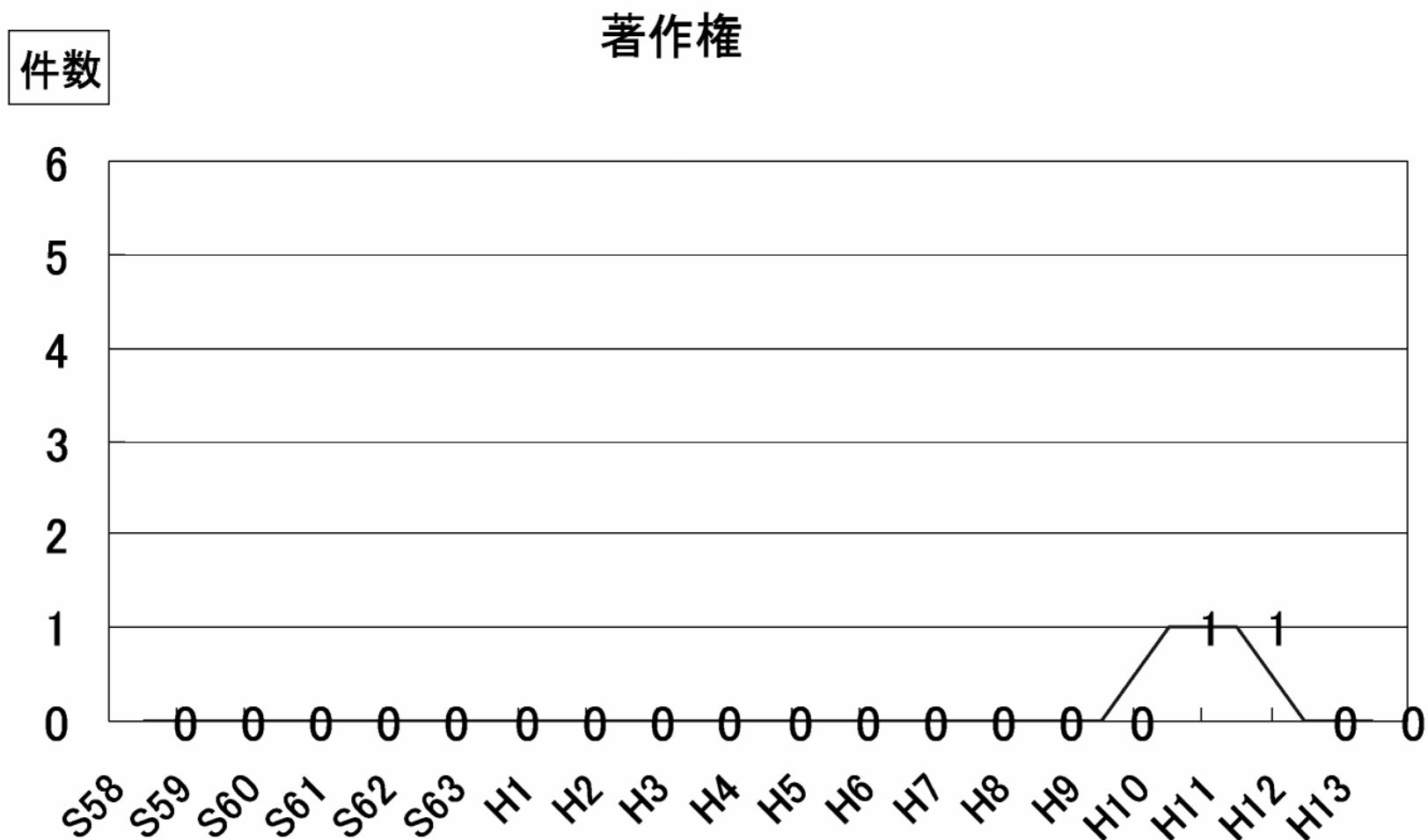
商標

商標



(日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」より)

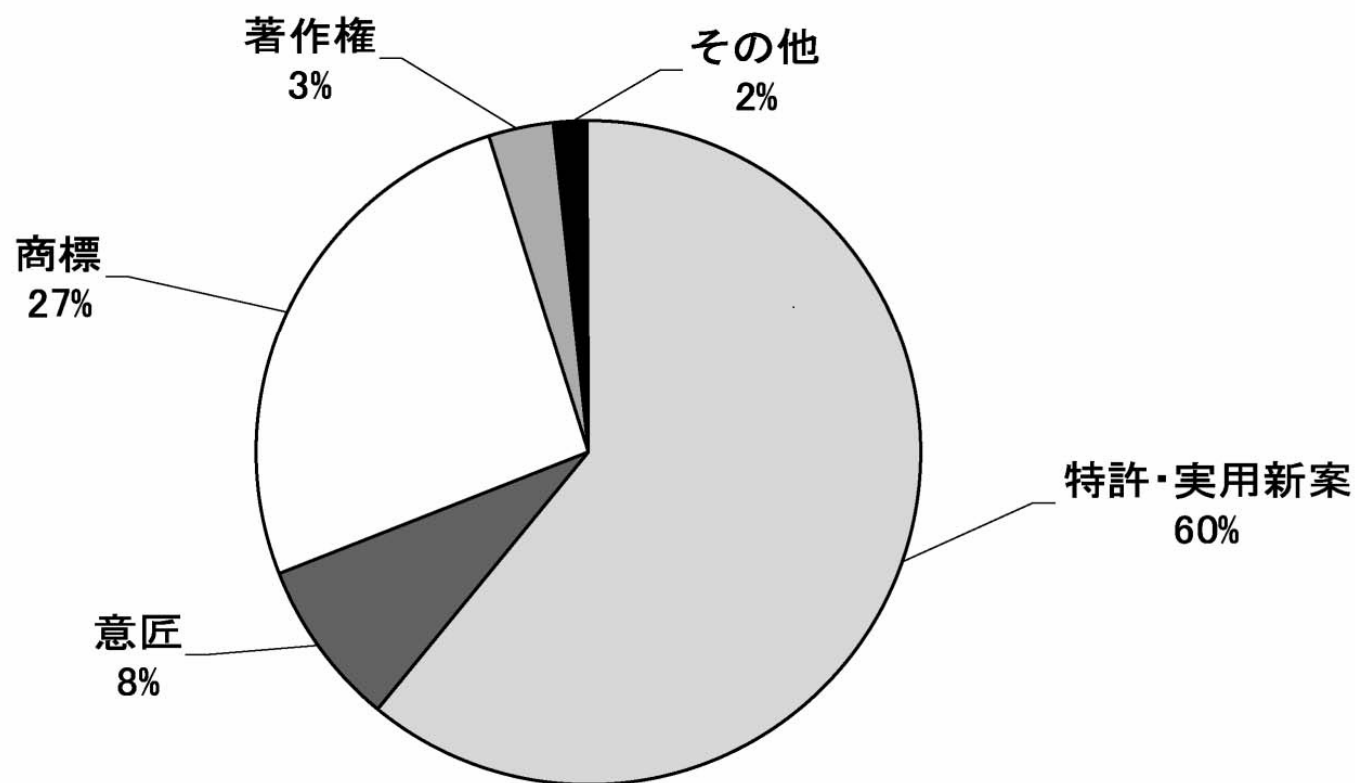
著作権



(日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」より)

依頼内容

内容別件数



(日本弁理士会「知的財産価値評価のニーズ調査報告書」より)

知的財産価値評価推進センターの概要

経緯

平成8～16年度にかけて、日本弁理士会は、知的財産の積極的活用を図る一環として、知的財産の価値評価につき内部の委員会において研究等を行ってまいりました。知的財産価値評価推進センターは、これまでの価値評価に関する研究等を継続し、更に、発展させるべく、平成17年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立されました。

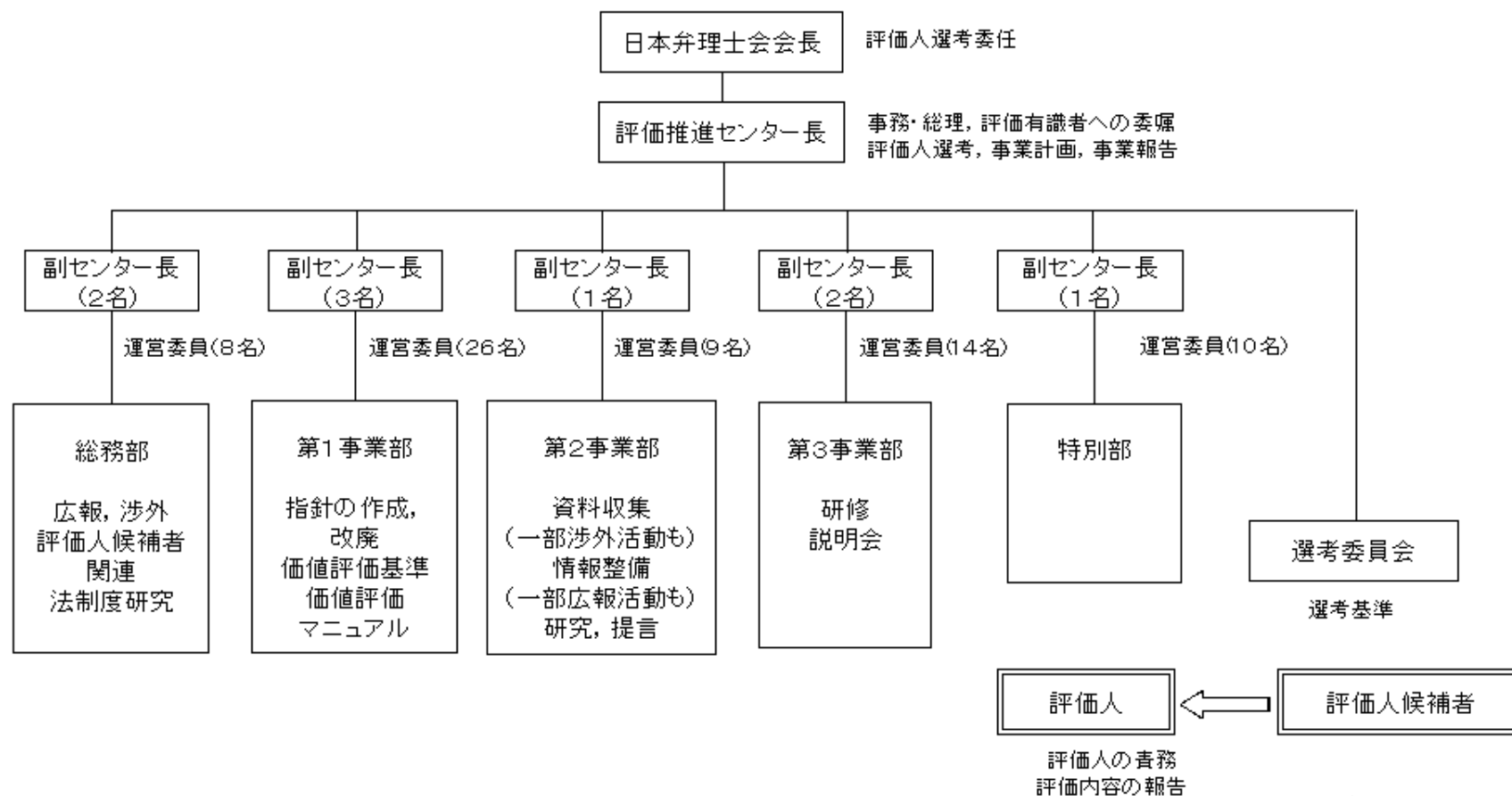
目標

知的財産価値評価推進センターは、その活動を通じて、社会における知的財産の積極的活用を図るとともに、各弁理士が知的財産の価値評価業務で得た知識・経験を、新たな知的財産の創造や権利取得に活用できる環境を創出することによって、知的財産創造立国の実現に貢献していきたいと考えています。

(弁理士会HPより)

知財価値評価推進センター

評価推進センター組織図



(日本弁理士会HPより)

評価人弁理士

- 弁理士会に対する裁判所からの評価人推薦依頼は、昭和58年以來、これまで約110件（平成21年3月3日現在）
- 譲渡命令及び売却命令を中心とする民事執行案件が大半
- 民事訴訟の場面でも要望あり

（知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン（第1号）」より）

評価人弁理士の意義

- 評価人弁理士は、知的財産権の価値評価を担当するものとして、十分に能力のある専門家としての地位を弁理士法第4条において認められ付与されるものである。

弁理士法第4条

弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価人弁理士の意義

- また、評価人弁理士は、弁理士法第3条に規定されているとおり、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

弁理士法第3条

弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

- したがって、評価人弁理士は、知的財産権の価値評価の社会的意義を理解し、その責務を自覚し、的確かつ誠実な価値評価活動の実践をもって、社会一般の信頼と期待に応えなければならない。

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価人弁理士の責務

- 評価人弁理士は、知的財産権の価値評価に当たっては、専門家としての注意を払わなければならない。
- 評価人弁理士は、高度な知識と豊富な経験とによって裏付けられた的確な価値評価を行うための能力を、不断の勉強と研鑽によって身に付けるように努力しなければならない。
- 評価人弁理士は、依頼者に対して価値評価の結果を分かり易く誠実に説明を行い得るようにすると共に、社会一般に対して、実践活動をもって、知的財産権の価値評価及びその制度に関する理解を深めることにより、知的財産権の価値評価に対する信頼を高めるように努力しなければならない。
- 評価人弁理士は、知的財産権の価値評価に当たっては、自己又は関係人の利害の有無その他いかなる理由にかかわらず、公平妥当な態度を保持しなければならない。

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

日本公認会計士協会

- 日本公認会計士協会は、平成16年6月15日付けで、経営研究調査会研究報告第24号『知的財産評価を巡る課題と展望について(中間報告)』を公表。
- 評価人が留意すべき事項
 - 機密性
知的財産の内容は、技術上、営業上または管理上極めて機密性が高い。これらの情報の取り扱いに注意し、守秘義務を厳守しなければならない。
 - 批判性
依頼人は対象とする知的財産に対して、一定の主観、期待、先入観がある(例えば、「評価額が高いはずである。」あるいは「高く評価してほしい。」)。こういった者からの情報を無批判に使用するのではなく、自分の経験や専門的知識、さらには、自ら入手した情報と比較検討した上で使用する必要がある。
 - 価値相対性
評価対象が同一でも評価目的が異なれば、採用する評価方法も異なり、したがって、得られる結果も異なることに留意する。
 - 不偏性
 - 限定性

(「知的財産評価を巡る課題と展望について(中間報告)」より)

日本公認会計士協会

評価方法を選択・実施する場合に留意すべき事項

- 目的適合性
評価人は、目的に合致した評価方法を選択しなければならない。
- 信頼性
一般に認知された評価方法を採用しなければならない。新しい評価理論を採用する場合、その評価方法の認知度、信頼性、理論構築の正確性を適正に判断する必要がある。
- 相互補完性
唯一絶対の評価方法はない。
- 確実性
公正で確実な情報源から入手する必要がある。
- 検証可能性
評価過程を明示し、後日の検証を可能にしておく必要がある。

(「知的財産評価を巡る課題と展望について(中間報告)」より)

民事執行案件

- 民事執行とは(民執1条)
 - 強制執行
 - 民法上の権利の一般的な強制的実現方法である(22条以下)。
 - 担保執行
 - 担保権の強制的実現方法である(180条以下)。
 - 形式競売
 - 共有物の分割の場合のように、物を公正な価格で売却するための手続(195条)。
 - 財産開示手続(196条以下)

強制執行

- 金銭の支払いを目的とする債権についての強制執行
 - 不動産についての強制執行
 - 船舶に対する強制執行
 - 動産に対する強制執行
 - 債権およびその他の財産権に対する強制執行
- 金銭の支払いを目的としない請求権についての強制執行
- 仮差押えおよび仮処分執行

民事執行案件

民事執行法第167条第1項(その他の財産権に対する強制執行)

不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例による。

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

民事執行案件

民事執行規則第139条第1項(債権の評価)

執行裁判所は、法第161条第1項に規定する命令を発する場合において、必要があると認めるときは、評価人を選任し、債権の評価を命ずることができる。

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

民事執行案件

民事執行法第161条第1項(讓渡命令等)

差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付きであるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立により、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払いに代えて差押債権者に讓渡する命令(以下「讓渡命令」という。)、取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令(以下「売却命令」という。)、又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令(以下「管理命令」という。)その他相当な方法による換価を命ずる命令を発することができる。

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価の流れ

1. 鑑定評価の基本的事項の確定
2. 処理計画の策定
3. 対象知的財産権の確認
4. 資料の収集および整理
5. 資料の検討および価格形成要因の分析
6. 鑑定評価方式の適用
7. 試算価格の調整
8. 鑑定評価額の決定
9. 鑑定評価書の作成

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価の流れ

1. 鑑定評価の基本的事項の確定

- 基本的事項の確定
- 鑑定評価の依頼目的および依頼条件の確認
- 鑑定料、期限の確認

2. 処理計画の策定

- 実施すべき作業の性質および量、処理能力等に即応して、処理計画を策定

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価の流れ

3. 対象知的財産権の確認

- 対象知的財産権の物的確認
- 権利の態様の確認
- 登録原簿、公報、明細書、実施ないし使用商品、設計図、写真、宣伝広告物、聴聞、実施調査等の確認

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価の流れ

4. 資料の収集および整理

- 鑑定評価の成果は、採用した資料によって左右される。
- 鑑定評価に必要な資料は、次のように分けられる。
 - 確認資料
対象知的財産権の物的確認および権利の態様の確認に必要な資料
 - 要因資料
価格形成要因に照応する資料
 - 事例資料
鑑定評価手法の適用に必要とされる現実の取引価格、実施料等に関する資料

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価の流れ

5. 資料の検討および価格形成要因の分析

- 鑑定評価の作業に活用するために必要にして十分な資料であるか否か、信頼されるに足りるものであるか否か
- 対象知的財産権の種類並びに鑑定評価の依頼目的および条件に即応しているか否か
- 他の専門家が行った調査結果等を活用することができる
- 価格形成要因の判断に当たっては、なるべく統計資料を傍証として挙げるのが好ましい

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価の流れ

6. 鑑定評価方式の適用

- 原価アプローチ(コストアプローチ)
- 市場アプローチ(マーケットアプローチ)
- 経済アプローチ(インカムアプローチ)
- 経験則アプローチ(ルールオブサム)

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価の流れ

7. 試算価格の調整

- 資料の選択、検討および活用の適否
- 市場分析および権利分析の適否
- 各手法の適用において行った各種補正、修正等にかかわる判断の適否
- 各手法に共通する価格形成要因にかかる判断の整合性
- 対象知的財産権にかかる市場分析および権利分析の結果と各手法との適合性
- 各手法の適用において採用した資料の特性および限界からくる相対的信頼性

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

評価の流れ

8. 鑑定評価額の決定

専門職業家としての良心に従い適正と判断される鑑定評価額を決定する。

9. 鑑定評価書の作成

鑑定評価額が決定されたとき、鑑定評価書を作成する。

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

実体面での留意事項

- 公正な価格評価
- 遵守事項
- 権利が共有又は実施権（使用権）の場合の評価
- ゼロ評価の場合
- 評価のための資料収集
- 外部スペシャリストの活用
- 評価手数料と評価項目のバランス
- 調査範囲の評価書への記載

（知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン（第1号）」より）

手続面での留意事項

- 評価人弁理士の推薦から鑑定評価着手および終了までの時間的経過
- 裁判所とのコンタクト
- 見積について
- 評価内容の報告

(知的財産価値評価推進センター「知的財産価値評価ガイドライン(第1号)」より)

具体例

ある電機メーカーYが材料費1億円を払えず、材料メーカーXから材料費の売買代金の支払請求訴訟を提起され敗訴した場合、当該材料メーカーXは、電機メーカーYに対して、勝訴判決に基づいて、電機メーカーYが有する特許権Pを対象として民事執行を申し立てることができます(民事執行法167条1項)。

この場合に、裁判所は評価人(弁理士)に当該特許権Pの価値を評価してもらいます(民事執行規則139条)。

そして、例えば、弁理士が特許権Pを5,000万円と評価したときは、裁判所は当該特許権を5,000万円で材料メーカーXに譲渡できるということです。このとき、当該特許権Pの価値は、材料メーカーXが有する材料売買代金1億円に満たないので、材料メーカーXは特許権Pを5,000万円で譲り受けた後(民事執行法161条)、残りの5,000万円の債権は引き続き有することになります。

逆に、上記特許権Pが2億円の価値があるときは、裁判所は、当該特許権Pを材料メーカーXに譲渡する命令を発するのではなく、「相当な方法による換価」を命じて(同法161条1項)、換価したお金の中から1億円を材料メーカーXに支払い、それ以外は、電機メーカーYに返金することになります。

具体的な推薦依頼

裁判所名 仙台地方裁判所 第4民事部

依頼事項 特許権譲渡命令申立事件に関する特許権の鑑定評価について

【国際特許分類第6版】

B27K 5/00

【FI】

B27K 5/00 F

具体的な推薦依頼

裁判所名 東京地方裁判所 民事第21部

依頼事項 著作権譲渡命令申立事件に関する著作権の鑑定評価について

【著作物の種類】

プログラム著作物(不動産関係管理システム)

著作権登録あり

具体的な推薦依頼

裁判所名 東京地方裁判所民事第21部

依頼事項 特許権売却命令申立事件に関する

特許権の鑑定評価について

国際特許分類

B01D 53/34

F23G 7/06

具体的な推薦依頼

裁判所名 東京地方裁判所民事第21部

依頼事項 商標権売却命令申立事件に関する商標権の鑑定評価について

商品及び役務の区分

第9類、第14類、第15類、24類、第25類、第26類、35類、第41類

具体的な推薦依頼

裁判所名 大阪地方裁判所第14民事部

依頼事項 特許権譲渡命令申立事件についての
特許権の鑑定評価について

国際特許分類第6版

F02D 19/08

F02B 3/06

F02D 41/02

F02M 21/02

平成14年(ワ)第16635号「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件

事案の概要

被告の元従業員であった原告が、被告に対し、本件各発明が職発明であり、被告に特許を受ける権利を承継させたとして、特許法35条3項に基づき、その相当の対価として不足額8974万9000円の支払を求める事案である。

本件の争点

- (1) 被告規程により支払われた金員が特許法35条3項所定の「相当の対価」といえるか。
- (2) 特許法35条3項の「相当の対価」の額はいくらか。

平成14年(ワ)第16635号「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件

原告の主張

被告は、特許を受ける権利の承継時においてその経済的価値を予測する手法によるべきである旨主張するが、本件においては、特許権の経済的価値が既に実績として明確にかつ具体的に明らかになっているのであるから、被告主張の手法による必要はない。

平成14年(ワ)第16635号「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件

被告の主張

特許を受ける権利の承継時の知的財産権の経済的価値の算定に最も適した手法である割引キャッシュフローアプローチを本件各発明に当てはめた金額が「相当の対価」である。

権利承継時の対価を算定するに当たり仮に権利承継後の独占的实施又は実施許諾によって得た利益を考慮し得るとしても、これを権利承継時の時価額に割り戻すため、割引率を年15パーセントとして算定すべきである。

平成14年(ワ)第16635号「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件

裁判所の判断

割引キャッシュフローアプローチという手法によった場合に「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」及び「その発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮したといえるか否か疑問がある上、特許を受ける権利の承継後実際に第三者から実施料の支払を受けた本件の場合において、これを直ちに採用することは困難である。なお、仮に割引キャッシュフローアプローチという手法が特許を受ける権利の承継時における同権利の経済的価値の算定に最も適した手法であるとしても、被告の主張する計算式において用いられた各数値が相当なものであると認めるに足りる証拠はない。

「使用者等が受けるべき利益」は、特許を受ける権利の承継の時より後に生じた事情も認定の資料とすることができ、当該職務発明を第三者に実施許諾した結果、実施料収入が現実を得られている以上、これを考慮要素の一つである「使用者等が受けるべき利益」とし、さらに使用者等の貢献度を考慮して「相当の対価」を算定することは、使用者と従業者との衡平を図るという同項の趣旨に沿うものである。

平成15年(ネ)第4867号「窒素磁石」に係る発明の対価請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成14年(ワ)第16635号)

割引キャッシュフロー法は、特許権若しくは特許を受ける権利等の知的財産権の承継時において、使用者等が当該権利により、将来「受けるべき利益」を予測して推計し、投資リスクを正当に反映した割引率を用いて、これを現在価値に換算する方法である。この方法は、特許権又は特許を受ける権利等の知的財産権を売買する際の当該特許権若しくは特許を受ける権利等の知的財産権の評価の手法としては優れたものといえることができ、現にそのように用いられているものである。

1審被告が主張する方法は、本件におけるように、実際に確定した実施料収入が既に発生し、これに基づき「相当の対価」を算定することが可能であるときにも、この算定をせずに、これらの確定収入を将来発生するかどうか不確実な実施料収入と同視して、所定の割引率を乗じて算定し、権利承継時の時価額に割り戻すという方法であり、既に確定的に発生した実施料収入を将来発生するかどうか不確定な収入とみなすとの点において不合理なものである。また、被告規程におけるように、職務発明に係る特許を受ける権利の承継の対価を、前年度に発生した実施料収入等を基にして、各年度に実績報奨金を支払うとの定めがある場合において、その定めが存在を合理的理由もなく無視するものである。

平成13年(ワ)第17772号 特許権持分確認等請求事件

- 青色発光ダイオード(LED)の開発者として知られる中村修二・米カリフォルニア大サンタバーバラ校教授(49)が、勤務していた日亜化学工業(徳島県阿南市)に発明の対価の一部として200億円を求めた訴訟の判決が30日、東京地裁であった。三村量一裁判長は発明の対価を約604億円と認定し、請求通り日亜に200億円の支払いを命じた。
- 同種訴訟での発明対価としては、光ディスク関連特許について東京高裁が29日に日立製作所に支払いを命じた1億6300万円を超え、過去最高額を大幅に更新した。
- 訴訟の対象となっていたのは、中村氏が発明し、青色LEDの基本技術とされる「404特許」。2002年9月の中間判決は「職務発明のため特許権は会社に帰属する」との判断を示し、その後は日亜側が中村氏に支払うべき発明対価の額が争われていた。

平成13年(ワ)第17772号 特許権持分確認等請求事件

- トーマツ鑑定書：監査法人トーマツ作成の「青色LED特許権の『相当の対価』算定における無形資産の超過収益の価値評価について」と題する書面
- ベンチャーラボ&ASG鑑定書：株式会社ベンチャーラボ及びASG監査法人作成の「特許の価値評価」と題する書面
- 新日本監査法人鑑定書：新日本監査法人作成に係る「調査結果報告書」と題する書面

平成13年(ワ)第17772号 特許権持分確認等請求事件

- トーマツ鑑定書: 監査法人トーマツ作成の「青色LED特許権の『相当の対価』算定における無形資産の超過収益の価値評価について」と題する書面
→2652億4300万円
- ベンチャーラボ&ASG鑑定書: 株式会社ベンチャーラボ及びASG監査法人作成の「特許の価値評価」と題する書面
→2942億円
- 新日本監査法人鑑定書: 新日本監査法人作成に係る「調査結果報告書」と題する書面
→14億9000万円の損失
- 最終の裁判所の判断が、全体1203億円の評価額で、開発者への対価はその50%とし、604億円

平成13年(ワ)第17772号 特許権持分確認等請求事件

- 新日本監査法人鑑定書は、その計上する研究開発費及び研究資産未償却残高の範囲が不明確であって、青色LED及びLD以外の製品に関連する費用が含まれていることが疑われる。
- 資本コスト率において、競業他社であるとはいえ、企業規模や資金獲得方法等の相違が明らかでなく、かつ、一般に採用されている会計原則等の異なる米国法人であるクリー社の数値を用いているが、その理由が明らかではない。
- 平成14年以降の被告会社の売上高や市場規模が一切考慮されていない
- 新日本監査法人鑑定書の結果に従えば、被告会社は、平成13年度末の時点において、青色LED及びLDの製造販売により、いまだ利益を出していないばかりか、逆に14億円以上の損失を出していることになるが、これは青色LED及びLDの製造販売により被告会社が巨額の利益を得ている現在の実情とあまりにかけ離れた結論であり、同鑑定書の信憑性自体に疑問を抱かざるを得ないものである。